あり、

はじめに

理解されるのである。

古代における大宰府周辺の官道について

日

尚

野

志

八国二嶋)の国府に通じる官道はさして重要でないために小路としたのであろう。このことは『肥前 国 風 土 記』に じる途中の駅と駅馬十疋の肥前国基肄、豊後国小野の二駅を除く八五駅がすべて駅馬五疋となっていることからも 「駅壱拾捌所小路」、 『令義解』巻八廐牧令条に「凡諸道置il駅馬i大路調。山陽道。其大宰廿疋。中路謂。東海東山道。其十疋。 大宰府と京とを結ぶ西海道の官道の一部が大路とされ、 それ以外の大宰府から八国三嶋(1) (八二四年以後は 『豊後国風土記』に「駅玖所並小路」、さらに『延喜式』巻二八諸国駅伝条に、大宰府から京に通 小路 五疋。」と

さらに『類聚三代格』巻十八駅伝事大同二年十月廿五日条の太 政 官 符 に「(前略) 右検;案内。太政官今月廿日下;彼省;符 式』に記載されている肥前国の駅は十五で、 しかしながら、一方では『延喜式』に記載されない駅として、『万葉集』巻四の五四八・五六七に蘆城駅、 『肥前国風土記』の十八駅と比較して三駅の減少がみられるのである。

が考えられるのであるが、ここでは『延喜式』記載の駅伝制を中心にして、大宰府周辺の官道について考察を進めた 村」(4)の史料があり、限られた史料から西海道にも時代によって駅家の廃止(5)、 しか考えられないために、 筑前国は九駅、 少11於旧日1人馬徒多。乗用有1余。望請。 大胆な推測も多いと思われ、大方の御叱正を願う次第である。 大宰府称筑前国九駅。 豊前国は二駅であったが、『延喜式』に記載された駅で大路には豊前国は二駅(2)、 豊前国二駅。惣十一箇駅。 その後、筑前国では二駅減少していることがわかる。そのほかでは筑前国嘉麻郡に「駅家 駅別減11五疋。以11十五疋1為1定者。(後略)」とあり、 是從1府下1向1京之大路。元来駅別置11馬廿疋。而今貢上雜物減省過1半。遙送之 新設(6)、これに伴なら官道の変遷 大宰府 から京 に向 う大路に 筑前国は七駅(3)

二 大宰府から博多湾周辺に通じる官道について

による郡境に注目したい。 しかも那珂郡との郡界が条里の里界線による人為的な郡境で、さらに粕屋、御笠二郡との郡界も条里の区画線、 条里の里界線を記入してみると、『和名類聚抄』によれば筑前国で唯一の小郡であった席田郡域(®)が南北に細長く、 れるのである。そこで、 『延喜式』記載の駅名の残る遺称地から考えて、大宰府から博多湾周辺に通じる官道として二つのルートが考えら 大宰府から博多湾周辺に至る地形図に律令時代の郡域を入れ、 条里の復原(で)される地域は 河川

通って水城に至るのはg―r間のみであるが、このg―rに沿り里界線が席田・那珂郡境になっている。しかも少な 里の里界線に沿っていたとは限らないようであるい。 条里地割の施行された地域では官道が可能な限り条里区画線に沿って通じていたと考えられる(9)が、必ずし も条 第一図からもわかるように、 博多湾周辺から条里の里界線を

の官道をほぼ踏襲していたのではないかと想定されるのである。 日市に至る旧道がこのg!」を結ぶルートからそれ程離れていないことから、 と里の起点にしていたと考えられ合い、 条里関係の文書(1)から、 那珂郡と席田郡の条里の坪並が同一であるにもかかわらず、 坪並と条と里の数え進み方が原則に一致しないのである。 g─r間が古代の官道で、 この里界線をそれぞれの条 さらに博多から二 旧道は古代

現在の地形図と比較してg―リ間の里界線に近いとみなしうるのである。 みるべきであろう。地図の縮尺・方位には問題があるが、「府大道」が見渡関の位置から南に延びていたとすれば、 が、その位置が非常に不正確であること、「府大道」の説明文を重視すれば、「府大道」は比恵川の右岸にあったと って地図と説明文とでは相違するのである。この地図のなかにしるされた村名が現在でも大字名として残るのである 路が描かれていて、この「府大道」は古代の名称を継承していたものと思われるが、府大道条の説明文には「府大道 ところが『石城志』(3)の「博多古図並新図」 今の辻堂口より東、見渡関を出て、太宰府へ通ふ大道なり」とあり、見渡関の位置が地図には比恵川の右岸にあ のなかに比恵川、(現在の御笠川) の左岸に「府大道」と呼ばれる道

天皇九年三月戊子)条にしるされた「皇后欲、撃、熊鷲、而自、橿日宮、遷、于松峡宮。時瓢風忽起。 御笠堕風。 故時人号,其処・曰・ 代の初期にはかなり大きな森ではなかったと推測される。そして、その起源は『日本書紀』神功皇后摂政前紀 思常云者 に「御笠森」があり、地積は六町弱) が大路に沿うのである。さらに一番注目されるのは席田、那珂、御笠の三郡境に近く位置する御笠森 8− r間を大路として8点から南下して行くと、リーヌールーヲに那珂郡家(1)が想定され、 大野有 三笠社之 神思知三」とあり、その内容から御笠郡大野郷に属していたことがわかるが、 が官道に沿うことであろう。この御笠森は『万葉集』巻四の五六一に「不念平 仲嶋の小字 山田田 奈良時 |の小字 (仲哀

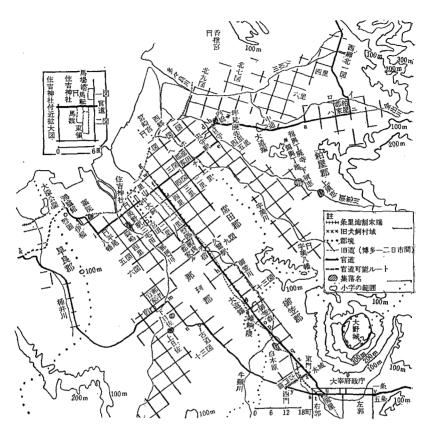
132 5, れ 笠森の西二町のところに小字「雑餉隈」があり、この名称は大宰府の雑務を司る雑掌がいたことに由来するのであろ 設けられた御笠郡域の北端を示す目標として通行する人達に遠方からでもわかるように知らせたのかもしれない。 御笠」也。」 に由来するのかもしれない。 森の北端は席田郡境に達していた可能性も憶測されるのである。あるいは官道に沿っていたことから、 「雑餉隈」の南は筒井であるが、この付近から南北の条里地割が不明瞭になるのである。筒井から官道が条里の いずれにしても郡名を負う森の名称であることから、近くに郡家 が 大宰府の け 御 6

里界線に沿ってo点からr点に通じていたとすれば、水城を縦断する御笠川の右岸に達するのである。

条里地割の不明瞭になるo点からp―g―xを結ぶルートが条里の里界線に沿わない官道であったと判断されるので ると、東門から北に出た旧道が9点から御笠川を渡り、西に彎曲して白木原を経て、牛頸川と御笠川の合流地点付近 官道のいずれかの地点から東門に達したものと解される。今仮りに東門のx点からo点に通じるルートを想定してみ る。東門が第一図からもわかるように、水城に達した条里の里界線から三町東にずれていることから、 水城ごとあり、 の官道を中心にして、 のP点に至り、再び西に彎曲してh点に、 水城は『日本書紀』天智天皇三年条に「是歳。於「対馬嶋。壱岐嶋筑紫国等。置」防与ト烽。又於「筑紫「築」大堤「貯」水。 六六四年に完成したのであるが、 東西に彎曲したのは近世街道集落の遠見遮断の作為によるものと推測される。 h点から東に彎曲してリ点に達するのであるが、このように旧道がかって 東門と西門があったことが発掘・遺跡等によって確認(5)されてい 従って、 里界線に沿う 南北の 名曰:1

の東門と西門に至るルートが別れていたのであろう。その理由は旧道がu点から別れて東門に達するのである。この 大宰府の政庁から水城に通じる官道は政庁の前面を東西に走る道路を通り、 坂本・通古賀の小字「関屋」

ある。



第1図 大宰府から博多湾周辺への官道

位を無視してほぼ直線に最短 に至る道路(6)も条里地割

あり、 門を経て壱岐・対馬に通じる官 道であったと推測されるのであ ースをとっていることから、 ぶルートのt点から水城の切れ る。ところが、このu-sを結 条里地割の方位を無視 西

て確認できるのであるが、 路が空中写真・現地調査によっ 旧道の東二〇ないし五〇メー ル の所に官道跡と想定される道 条里

斜変換線に沿って水城に向って

地割の方位とは関係がなく、

最短コースをとろう として

さらに t点から西門(y点)

の

方

てほぼ直線で達するのである。この道路は東門に達するより短いルートであるが、官道であったか否かは明らかでな れるのであるが、水城を出た北側の御笠川付近の条里が不明瞭で官道の跡を追跡することが困難であるが、少くとも 合のルートに接することにも注目したい。この切れ目の地点から北に出てo点に通じるルートの可能性も十分考えら と同じように門があったことに由来するのではないだろうか。この地点が前述したg―rの条里の里界線に沿った場 しかし、 水城の切れ目の右岸を小字では「古門畑」と称するのもこの切れ目を通じる道路に対して、 東門·西門

r点からz点に通じるルートは考えても良さそうである。

あり、この文中にある「水城の戸」とは切れ目の部分をいうのではないだろうか。『八幡愚童訓』に「水木の城と申 落条に「大臣殿以下の卿相・雲客は、 ために、 ものと思われる。 とから、 は前は深田にて路一つあり、後は原野広く続きて水木多く豊なり云々」とあり、文中に「深田」としるされているこ て、東門と西門を山麓に設け、二つの門からロ点で官道が合流するようにして、水城以南では条里の方位を無視した 水城以南にも直線で施行し、右郭五条の西端に通じるペーパープランがあったが、実際には水城の重要性 を 考 慮 ことは大宰府の都城計画が先行する条里地割を利用し、その際官道もg点からr点に達する里界線を利用し、さらに 水城以南に及ぼすと、大宰府の政庁の前面を西に至る道路と右郭の西端との交点付近に来ることに留意したい。この 水城が条里の里界線に沿っていないこと①にも注目しなければならないが、この切れ目からg—rと同じ 方 位 | t点から r 点を経て α 点に至る官道の協道的なものがあったとみて良いだろう。『平家物語』巻第八大宰府 東門よりは切れ目の部分の状態を指しているものと思われる。東門から♂点に通じる里界線に沿わない官道 しかし、水城の切れ目には御笠川の水運もあったことから、この水上交通を監視する必要が生じる 指貫のそばを高く挾み、水城の戸を出でて、歩跣にて我先に我先にと急ぎ」と で

にある。

おそらく律令時代に設けられた関が継承されたものに間違いないだろう。

135

小字「宿」が三宅の南に位置し、

しかも那珂川の左岸近くにあって石瀬の由来にも合致しているといえそうである。

和田の

とから、

も水城以南と同じように、 大宰府の都城計画の一端として計画的に施行されたというべきであろう。

庚申条に「大宰府言。関剗之設。本絶≒姧偽。解由之事。為」全≒官物。而或国司未」解由;私竊逃帰。欠負未納無」由≒勧当。若有;此輩。 から考えて確かであろう。西海道に関剗が設けられていたことは『類聚国史』巻八〇政理二解由 ところで、東門・西門へ通じる官道が分岐する「関屋」には律令時代に関が設けられていたことは地名、 殊置い刑科」者。許」之」とあることからも明らかである。 延曆廿一年十一月 その位置

きて名のらせてやうやう通す陣かえり兵糧米やかるかやの関」とあり、一つの文中にでてくる苅萱関跡は現在でも「関屋」 るもおそろし。数ならぬ身をいかにとも事とはじいかなる名をか刈萱の関」細川藤孝 「ここかしこ見めぐりて、帰りける道に、 文明十二年九月、宗祇法師の著わした『筑紫道記』に「刈萱の関にかかる程に、関守立ち出でて、坊が行末を怪しげに見 刈萱の関のありとて教へけるに。 今度の陣衆名のらせてかへさるる事あるよしを伝へ聞 (幽斉)の著わした 『九州 道の 記』に

から、 居、于磐瀬宮。天皇改、此名曰、長津。」の磐瀬宮と関係があり、 瀬駅に通じていたものと憶測したい。石瀬駅は『日本書紀』斉明天皇七年三月丙申朔庚申条にある「御船還至…娜大津。 の小字にある「古道」が明治三七年発行の五万分の一の地形図上に、上大利、春日を経て須玖に至る道路に沿うこと 水城の西門から北のルートは上大利から春日にかけて条里地割が検出されず、ルートの想定が困難であるが、 **y点から n 点に達する道路が古代の官道を踏襲し、須玖付近からは n ― m 間の条里の里界線に沿い、m 点から石** 現在の三宅付近に想定するのは無理がなく、 石瀬宮の由来が那珂川に沿うことから生じたとすれば、 磐瀬宮が那津官家の近くに設けられていたと考えられるこ 須玖

136 線に沿ってk点に出て、再び低い丘陵を越えて茶山付近から条里の区画線に沿って額田駅家に至ったのであろう。こ 石瀬駅からは条里の区画線に沿って1点に達し、ここから低い丘陵を越えて早良郡に入って樋井川沿いの条里の里界 のルートは

k
点から鴻臚館に通じる官道も十分考えられるのである。

測されるが、須恵川の左岸と右岸の条里の里界線がスムーズに結合するのも内橋であることを考慮すれば、内橋を通 注目したい。 守」に接する須恵川の下流域では右岸の条里地割が左岸の水城から続く同一の条里地割とは全く異なっていることに 大字阿恵の小字「日守」に比定されることから、w点付近からd点付近に通じるルートが想定される。 るルートが想定されるのである。この場合「日守」の位置から考えて内橋からd点を経てe点からf点に通じるル 点から条里の里界線を北上して香椎廟(②)に向う官道に準ずるルートを想定するのも無理がないと考えたい。 駅に至ったのであろう。このルートを考えたのはイ―ロ―ハ―ニに粕屋郡家(マユ)が想定されるからである。 て金出川流域に出て、条里の里界線であるa—ニ—ハを経て、再び低い丘陵を越えて久原川上流域に出て、 トが妥当のようである。内橋の近くには奈良時代の創建と推測される坪見廃寺があるが、内橋からの東は 長 者 「中通、 次にg--×を結ぶいずれかのルートから東に派生する官道を考えなければならないが、夷守駅(8)が粕屋郡 大道端、 この8―xのいずれかの地点から鴻臚館に通じる官道が派生していたことが、 その須恵川の右岸に内橋があり、 加興丁(20)」の注目すべき小字名が検出されることから、 内橋が橋の種類であった「打橋」(型)からその名称が生じたものと推 内橋のり点から長者原の低い丘陵を通 『三代実録』貞観十一年十二 ところが なお、 次の席打 粕屋 原 に 町 b

月辛 要。而墩与ṇ鴻臚:相去二駅。若兵出:1不意。倉卒難、備。請移,置統領一人。選士冊人。甲胄冊具於鴻臚。又謹検。承前選士百人。每月 |亥条に「是日。滝守奏言。所『以置』選士|設#甲冑』者。本為「備」警急|護#不虞』也。 謹検。 博多是隣国輻輳之津。 描かれていないのであるが、この道路とf―iのルートがほぼ一致すると判断されることから、

「府大道」と同様に

席田郡の大国郷に位置してい たこ とは確実で、その位置は板付の小字「宿」の東端付近ではなかったかと推測した われる。この場合、那珂郡家が近くに位置していることにも注目すべきであろう。 い。この位置は御笠川が官道を横切る地点で、 河川交通と陸上交通の交叉する要衝地(32) にあたることから妥当と思 ことから明らかである。この文中で特に注目したいのは大宰府から鴻臚館に通じる官道に沿って二駅が存在してい 番上。今以』尋常之員。備』不意之禦。恐機急之事。実難』,支済。請例番之外。 更加』他番。統領二人。 選士百人。 詔並従」之。 」と ある この二駅とは『延喜式』に記載された久爾、美野二駅であろう。久爾駅は8点からh点に至る官道に沿う

らに条里の里界線を通って西に行くと、 しかも簑島にも近いことから、 伝言、那珂郡伊知郷簑嶋人建部牛磨是也」とある簑嶋と関係があり、現在も地名として残る簑島(大字・小字 名 で も な 館に通じる官道を考えるのが妥当であろう。このルートは犬飼の中心地であったと推測される小字「中 犬 生するのが最適のようである。 には記載されず、 い)に比定されることは確実である。この簑島が奈良時代の初期に伊知郷に属していたのであるが、 『石城志』の地図のなかで、 美野駅は『万葉集』 巻五の八一四に「阿米都知能 筑前国の一ノ宮である住吉神社(A)の南付近に達するのであるが、春吉の小字に「馬転、馬場添、 郷域の変遷によってのちに海部郷に属したと推測されるが、簑島の位置から考えてα点から西に派 東西に走る道路は簑島村の北から平尾村の容見天神 しかし、f点から東に派生する京への大路を考慮すれば、f点から西に派生して鴻臚 これらの小字名のいずれかの地点に美野駅(を)を想定するのが最適のようである。 平尾八幡宮の北に出てi点に達するのである。このf―iを結ぶル 等母介比佐斯久 伊比都夏等 許能久斯美多麻 (平尾八幡宮) の北を通る道路しか 志可志家良斯母 『和名類聚抄』 飼 25 通 は

博多津。掠『奪豊前国年貢絹綿。即時逃竄。発、兵追。遂不、獲、賊」とあり、新羅の海賊が豊前国の綿を京に運ぶ官船を襲った 設けられ、その名称に由来していることは確実である。その具体的な位置は明らかでないが、 とあり、博多警固所に夷俘五〇人を加え置いたことから、貞観十一年末から十二年にかけて鴻臚館の近くに警固所が 且宛ィ機急之備ィ者。而今新羅凶賊屢侵ィ辺境゚。赴√征之兵勇士猶乏。 件夷俘徒在ィ諸国゚(不√随ィ公役゚)繁息経√年。 其数巨多。 でているが、 ことが朝廷・大宰府にとって重大な出来事であったので、統領一人、選士四○人、甲冑四○具を鴻臚館に移す許可が は間違いないだろう。警固は『三代実録』貞観十一年六月辛丑条 に 「大宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊。乗艦二艘?来; 施薬院から生じた名称と考えられ、 古代の官道を踏襲していたと推測したい。i点からは薬院、警固を経て鴻臚館(j点)に達したのであろう。薬院は 右得1大宰府解1称。少弐従五位上清原真人令望牒称。検1案内2太政官去貞観十一年十二月五日符称。 『類聚三代格』巻十八夷俘幷外蕃人事 寛平七年三月十三日条の太政官 符に「応」加テ置博多警固所夷俘五 薬院の小字「伊福」が条里地割の末端近くにあって、伊福部が居住していたこと 警固の小字「警固」付 夷俘五十人為:1一番。 (後略)」

付近から旧犬飼村にかけて朝廷が犬飼部を配置したのであろう。その後、律令時代になって駅伝制が設置されるよう 第一図のように旧犬飼村の北は海岸であった可能性が強く、那津官家の外港として海陸の要衝地にあたる那珂川川口 水田経営にあたっていたと考えられるのである。六世紀初頭における海岸線が条里地割の末端付近であったとすれば、 れた那珂郡海部郷が簑島を含む那珂川、御笠川の下流域に比定されることから、海犬養連が犬飼部を統率して官家の を考慮すれば、宣化天皇元年に設けられた那津官家公に水田が付属していたのであろう。 春吉の小字に「三宅田、官田」があり、旧犬飼村に接するのであるが、犬飼部と屯倉との関係が深いこと(%) 『和名類聚抄』に記載さ

近ではなかったかと想定されるのである。

に沿って少くとも犬飼部、 になると、門号氏族の居住する地域に官道を通して非常の際に備えさせたのであろう。 f―i―鴻臚館を結ぶルート 建部、 伊福部の門号氏族の居住が確められたり、あるいは確実であることに注目したい。

三、大宰府から肥前、筑後、豊前、豊後四国に通じる官道について

政庁の南を東西に走る五条から左郭外に出て高雄山の北から米ノ山峠を越えるようになったのであろう。 なかったかと推測される。しかし、『延喜式』に蘆城駅が記載されないことから、 を経て左郭の東南端にあたる二二条から蘆城駅に出て米ノ山峠を越えるルートが律令時代における初期のルートでは 大宰府から穂浪、 嘉麻二郡を経て豊前国に至るには蘆城駅の遺称を残す阿志岐の位置から考えて、 ルートが変更になって、 政庁から朱雀路

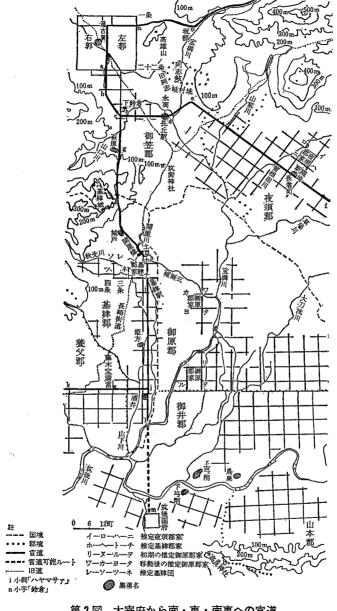
大宰府から夜須、上座、下座の三郡を経て豊後国に至るルートは最初の駅家が長丘駅で、その遺称を残す永岡の位

置から考えて、第二図のように政庁から朱雀路に出て、a点から条里の区画線に沿ってb点に達したのであろう。こ 永岡に至るのである。 ルートが古代の官道であったと想定される。永岡から東は宝満川を渡って御笠郡と夜須郡に連続する条里の里界線に に通じる道路があり、しかもc点が条里の里界線(32)と推測されること、 の場合、多くのルートが考えられるのであるが、a点から南下し条里地割の消滅するb点から低い丘陵を越えてc点 しかもこのルートがa点からd点への最短コースであることを考慮すれば、 c点から条里の区画線に沿って東進すると a-b-c-d

大宰府から筑後国を経てさらに南に通じる国々の各駅と、 基肄駅が十疋であるのは大宰府から基肄駅までは肥前、 肥前国内に通じる各駅の駅馬がすべて五疋であるのに対 筑後二国に至るルートが同一であったことを物語る

沿って次の隈埼駅(郊)に通じていたと考えられるのである。

官道はc点までは豊後国に通じるルートと同じで、そこから条里の里界線に沿って南下し、萩原から基肄城の東端近 物乎」とあり、筑後守葛井連大成が大宰府から城山を越えて筑後国府に通じる官道の状況を歌ったのであるが、 うである。大宰府から基肄駅に通じるルートは『万葉集』 巻四の五七六に「従今者 (100 m. 夜須郡 城山道者 不楽牟 吾狩通常 その 念之



第2図 大宰府から南・東・南東への官道

古代における大宰府周辺の官道について 卡 等之祖甕依姫為」祝祭之。自」介以降。行路之人不」被;神害。是以曰:筑紫神。(後略)」とあり、 来之人所」駕鞍韀被"摩尽"土人曰"鞍韉尽之坂"三云。昔此堺上有"麁猛神"往来之人半生半死。其数極多。因曰"人命尽神"于時筑紫君 らかの軍事的な施設があったとみるべきであろう。 われないが、この場合の「鈴倉、下鈴倉」は大宰府都城の南の入口に近く、 肆郡にゆく道あり。 大宰府の南の要衝地であったことから、 通る古道がかなり早くから存在していたのであろう。しかし、律令時代における駅伝制が設置された時には基肄城 格』巻三健児事(延暦十一年六月十四日条の太 政 官 符 に 「応、巻、健児、事 (中略) 以前被、右大臣宣、称。 りも近道であったことを考慮したい。なお、c点に近い立明寺の小字に「鈴倉、 も遠道のようであるが、 くを通って城戸に出て関屋川沿いに基山口に達するルートが考えられるのである。このルートは原田を経る旧道より 除:1辺要地;之外。皆従:1停廃?其兵庫鈴蔵及国府等類。宜ҝ差1,健児?以宛ҝ守衛ҝ。(後略)」とある鈴蔵と関係があったとは思 肥前筑後の人は、所により今も此道を通る。近ければなり。肥前の方のふもとに城山口とて小なる町あり」とあり、 釈日本紀』 巻 五 に「(前略) 公望案。 馬往来自由なり。 貝原益軒の『続筑前風土記』巻九御笠郡下の城山条に「萩原より城の山の東を越えて、 むかしは肥前筑後より此城の山道をこえて、 基肄城の東端を通るルートが採用されたのであろう。このルートは 筑後国風土記云。筑後国者。本与1筑前国1合為11一国1。昔此両国之間。 太宰府の方に行く由いへり。 しかも官道の分岐点に近いことから、 下鈴倉」の小字名がある。『類聚三代 式内社の筑紫神社(3)の 今の原田道より近 山有ii峻狭坂°往

旧道

ょ

141 基山口には水城類似の土塁(3)があり、 この築堤の目的は土塁の北向から考えて直接には基肄郡広くは肥前 国

伝制が廃止されてからは主として原田経由になったのであろう。

1111○メートルを越えるのであるが、

比較的直線状に山を越えていることにも注目したい。

しかし、

このル

トか 最高地点

の 宁 近く

る。

うに基肄郡家(33)がイ─ロ─ハ─ニに、さらに少し離れて基肆団(3)がレ─ソ─ツ─ネに、 それぞれ想定されるのであ 橋であるが、大宰府の関屋とまったく同一の名称であること、大宰府、基肄城にも近く、軍事的構築の土堤があるこ りを目的(®)としているが、 そのすぐ横に関屋橋があることに留意したい。 この橋は高原川の上流の関屋川にかかる とを考慮すれば、 律令時代に関が設けられていたことに由来することは確かであろう。この関屋橋、 土堤に接するよ

四町西)に沿って南北に通じる官道を想定してみると、第二図のように北は基肄郡家の東端を通ってh点から土堤に れ、ここに基肄駅を想定するのも無理がないだろう。この「ハヤマサァ」を通る条里の区画線(肥前・筑後国境より が旧道と離れていること、想定の基肄郡家にも近いことから、 と考えられる。ただし1点からm点にかけては条里地割が検出されないが、直線で筑後国府に通じていたものと憶測 出て関屋橋に通じ、 基山口から以南の官道は長野の小字「花町」の一部に俗称「ハヤマサァ(i点)」と称する小祠があり、 南は南北に細長い基肄郡域を通って南下すると筑後国府に突き当ることから妥当なルートである 律令時代における「駅馬」が転訛したものと 考えら この位置

Ш 中有ュ川。名曰:|山道川タ其源出:|郡北山タ南流而会:|御井大川タ昔者。此川之西有:|荒神タ行路之人多被:|殺害タ(後略)」とあり、 ある。そして、その古道が律令時代の駅伝制設置の時には踏襲された可能性も十分考えられるのである。 ところで、この想定したルートに沿って姫方が位置するのであるが、 (現在の秋光川か山下川のいずれかであろう)の辺りにかなり早くから古道が存在していたことを暗示するようで 『肥前国風土記』基肄郡姫社郷条に「此郷之

肥前国府に通じる官道はh点から1点に至るいずれかの地点から西に派生していたことは確かであるが、鳥栖市藤

あるが、この藤木の宝満宮も旧道より離れていることを考慮すれば、 木の宝満宮の祭典に裸祭があり、 昔は 「早馬が出た」 と言って竹の枝をくっつけたものを投げ出したという話(s)が 律令時代の官道がこの宝満宮に沿って通じて.

れるのである。宝満宮より西はk点付近から丘陵を越えて佐賀平野を東西に走る官道(36)に通じるのである。 たことから生じたものと憶測したい。 合流するのであるが、この酒井は『肥前国風土記』基肄郡条に記載された「酒殿泉」に関係がある古い集落と考えら 宝満宮の南を通る条里の区画線に沿って東西に通じる官道を想定してみると、東は酒井で筑後国府に通じる官道と

度使従三位多治比真人県守等時式。勤以警固焉。又大宰宜、依…同年節度使従三位藤原朝臣宇合時式。」とある天平四年かもしれな である。例えば、那珂郡家域に近い官道に沿って那珂の小字「警固」があり、さらに早良郡家域に近い橋 本 に 小 字 博多警固所が設置されたのであるが、官道の要衝地にはそれ以前から警固を設けていたのではないかと推測されるの ていたのであろう。警固を戒める史料が大宰府管内にも多いが、その初まりは『続日本紀』宝亀十一年七月丁丑条に 「警固」があることから確実ではないだろうか。この場合の警固は官道を検閲するために関剗に類する役割をはたし 最後に注目すべきことについて触れておきたい。前述したように貞観十一年末から十二年にかけて鴻臚館の近くに 『三代実録』天安二年八月乙卯条に「令ニュ山城国司」警ェ護宇治。 安不、忘、危。 古今通典。宜、仰、緣海諸国。勤令。警固、。 其因幡。 伯耆。出雲。石見。安芸。周防。長門等国。 与度³ 山崎等道山。 以n東南西三方通路之衝要 一依::天平四年節

近くではなかったかと思われる。 美

143 春吉の小字「東領」が天長三年に軍団の廃止(ダ)された以後に設けられた統領に由来しているとすれ

也」とあり、平安京に通じる官道の要衝地で警護をさせたのもあるいは官道に沿う郡家、

駅家などの要衝地か、その

る。

付記

この小稿を昭和四八年三月広島大学を停年退官された米倉二郎名誉教授(現在、広島修道大学教授)への献呈論文とした

珂郡に天長三年まで那珂団が存在していたことは確実と思われるが、その位置はこの美野駅付近であった可能性もあ 野駅付近で選士を率いて不慮に備えていたとも考えられるのである。また、大宰府の外港であった博多大津のある那

- 拝 い。学生時代以来、今日までご指導を仰ぎながらこのような内容の乏しい結果に終り、誠に心苦しい。
- 2 1 3 筑前国府は大宰府政庁に近い通古賀付近に比定される。 社埼、到津の二駅。 独見、夜久、嶋門、津日、席打、夷守、久爾の七駅であるが、駅間の距離は津日・席打間が二六キロメートル前後で最大
- 4 約九キロメートルと短いことから、大宰府周辺における駅の重要性が理解される。 で、概して十五キロメートル前後が多い。しかし、大宰府に近い夷守・久爾間が約七、二キロメートル、久爾・大宰府間が 『長崎県史』史料編第一 七五七頁、『大日本史料』第六編之八 六三〇—六三一頁 なお、後者の史料から駅家村は現
- 5 在の嘉穂郡嘉穂町牛隈に比定されそうである。 られていたのであろう。しかし、『延喜式』の駅名で神埼郡に比定されるものはなく、のちに廃止されたのであろう。 財帳(『平安遺文』第一巻一九四)にしるされる「(前略) 神埼郡七条駅家里八壺田一町4(後略) とある駅家里に駅が設け 例えば、『肥前国風土記』神埼郡条に「郷玖所料駅壱所(後略)」とあり、その駅は延喜五年十月一日条の『観世音寺資
- 6 『日本後紀』延暦廿三年三月庚子条に大宰府言。大隅国桑原郡蒲生駅与1薩摩国薩摩郡田尻駅?相去遙遠。逓送艱苦。伏望

10

置言駅於薩摩郡櫟野村。以息言民苦。許」之」とあり、 『延喜式』に櫟野駅が記載されていることから櫟野駅が新設された こと

- (7) 博多湾周辺の条里に関しては筆者が昭和四二年度日本地理学会春季大会で「筑前国粕屋郡の条里と郡家および屯倉」 目で、さらに昭和四五年度日本地理学会春季大会で「筑前国郡家の歴史地理学的研究」の題目で、それぞれ発表した際に触 れておいた。ここでは結論のみが記してある点をご了承願いたい。
- (8) 同名が美濃国にあり、美濃国と同じように帰化人を中心として成立したものと思われる。また、郡域の設定にも類似した

研究』大明堂 七三五―七三八頁を参照されたい。 所があり興味がもたれるが、条と里の数え進み方は異なる。詳細については水野時二(一九七一)『条里制の歴史地理学的

(9) 足利健売(一九七〇)「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に間する若干の覚え書き」 社会科学論集創刊号 IIII— 同(一九七二)「洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査」 岸俊男(一九七〇) 「大和の古道」 『日本古文化論攷』 吉川弘文館 三七七―四 京都市都市開発局洛西開発室 一四頁 八九一一〇〇頁

同(一九七〇)「古道の歴史」『古代の日本5近畿 角川書店 九三一一〇七頁

大和国における横大路が代表的であろう。栗太郡における東山道もその例の一つである。 同(一九七〇)「難波―大和古道略考」』真智念 国史論集 八一—九二頁

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 『平安遺文』第一巻 一六〇、一六一、一六二、一九四

12 前掲(7)

13

14 那珂の小字に「群久」がある。

明和二乙酉春三月,石城府淡窩散人謹書

15 鏡山猛(一九六八)『大宰府都城の研究』風間書房 一一五—一三〇頁

水城周辺の空中写真が前掲(15)の一○四—一○八頁、図版にある

17 前掲(15)の付図一「大宰府周辺の地形と遺跡」のなかに水城周辺の条里地割が記入してあり、水城がちょうど里界線上に

なっているが、実際には二町不足していることを指摘しておきたい。

- 18 ったのであるが、このことから夷守駅は奈良時代の初期から存続していたことがわかる。また、大宰府からこの駅までは近 人が病気になったので、見舞いに来て京に帰る大伴稲公、同胡麻呂を大伴家持等が夷守の駅まで送って来て、送別の宴を行 いという意識が大宰府の官人にあったのかもしれない。 『万葉集』巻四の五六七に「(前略) 相"送駅使;共到"夷守駅家;聊飲悲、別、乃作"此詩.」とあり、天平二年大宰師大伴旅
- 19 のであろう。 『日本書紀』神代下(天孫隆臨)条に「又於天安河。亦造"打橋"」とあり、簡単にとりはずし、 また掛ける橋に由来する
- 21 20 津波黒の小字に「郡町」がある。 部に関係があると推測されるが、奈良時代の創建といわれる駕輿丁廃寺がある。
- 23 22 司。并橿日廟司。以11六年1為11秩限1。」とあり、一般の神とは別格で霊廟であったが、国の鎮めとして皇室の尊崇が厚く、中 央からあるいは大宰府から官人がしばしば参拝したことは諸史料から明らかである。 律令時代における御笠川の水運に関する史料はないが、江戸時代中期の史料として『博多津要録』巻十九寛延三庚午歳二 仲哀天皇が橿日宮でなくなったので、神功皇后がその霊を祭ったものといわれる。『延喜式』巻十八式部上条に凡諸神宮
- 月条に「一、此度依"御仕組二气三笠郡二日市宿より博多川端迄、川船通路致し申侯様二、新川出来仕申侯。(後略)」 とあ
- 24 『延喜式』巻十神祗十神名下条に「住吉神社三座神人」とあり、阿曇・海部両氏の祖神を祀る。
- 二六主税上条に「大宰府海路。自1博多津1漕1難波津1船賃。石別五束。挾杪六十束。水手卌束。自余准1播磨国ご とあるこ 大宰府の外港である博多大津、外国人を接待する鴻臚館に近いことから駅を設けたのであろう。博多大津は『延喜式』巻 博多大津・大宰府間の往来も頻繁であったと推測される。
- 26 朔条に「詔置₁国国犬養部」」、同年九月甲辰朔丙午条に「詔ュ桜井田部連。県犬養連。難波吉士等。サユネコ掌屯倉之税。」 とあるこ とから、屯倉と犬養部との関係が深いことは明らかであろう。なお、犬養部とミヤケとの関連については黛弘道(二九六五) 「大養氏および犬養部に関する研究」 学習院史学第二号 一―二六頁に詳しい。 『日本書紀』安閑天皇二年五月丙午朔甲寅条によれば、諸国に二六の屯倉が設けられたのである。そして、同年八月乙亥
- 27 『日本書紀』宣化天皇元年五月辛丑朔条に「〈前略〉造『官家。那津口。(後略)」とある。

35

松尾禎作 (一九五五) 『中原村の史話伝説』 中原村公民館 三八頁

- 28 本来の位置からずれていないとして里界線をあらわした。 の場合、「八ノ上」は西北隅を一ノ坪、東北隅を三六ノ坪とする連続式の八ノ坪となるのである。第二図では「八ノ上」が 踏襲していることから、一条が条里の里界線を利用したとした場合、二二条の南二町に東西の里界線がくることになる。こ では立明寺の小字「八ノ上」は八、十八、二八の各坪のいずれにも一致しない。大宰府の条坊が条里地割の区画をそのまま 鏡山猛氏は前掲(15)の付図のなかで、大宰府都城の南限である二二条から東西の条里の里界線を考慮されているが、これ
- (29) 三並の小字「八並」に八並長者の伝説(同名の伝説が想定肥前国基肄郡家付近、筑前国上座郡家にある)があり、かって この地から礎石が出たことから、坪並の復原された条里の方六町域を夜須郡家とした場合、その南の方六町域内に隈埼駅が
- 30 位下筑紫神。竈門神並従四位上」とある。 あったのではないかと憶測される。 『三代実録』貞観元年正月甲申条に「(前略) 徒五位下筑紫神並従四位下(後略)」、 元慶三年六月丁夘条に「筑前国従四
- (31) 前掲(15) 一二九—一三〇頁
- (32) 前掲(15) 一三○頁
- (3) 小倉の小字に「高下」がある。その位置から郡家の転訛であろう。
- 34 十人駕』五艘船。著小小近嶋。写小土民,相戦。即打,殺九人。捕,獲一百一人,者」とあることから、基肆団の存在していたことが わかる。その位置は園部の小字「鈴町」付近に想定したい。「鈴町」の北には鎮西隈の地名がある。 『日本紀略』弘仁三年三月辛未条に「大宰府言。肥前国司今月四日解称。基肆団校尉貞弓等去二月九日解俑。新羅人一百
- 36 の変遷が考えられる。式外社である金立神社(初見は『三代実録』貞観二年二月己丑条)の一ノ鳥居跡(本殿はその北八〇 された官道は『延喜式』記載の駅路とみるべきであろう。律令時代初期の頃の官道は駅ケ里を通っていたと推測され、官道 〇メートル)が、図に示された官道に位置していたことは、官道を通る人達に金立神社の位置を示すために設けたのであろ 戸祭由美夫(一九七三)「肥前の国府と条里」『地形図に歴史を読む』第五集 注目しておきたい。 大明堂 1111-1111頁 なお、ここに示
- 37 『類聚三代格』巻十八統領選士衛卒衛士仕丁事 天長三年十一月三日条の太政官符に「応뺙廃┅兵士」置轟選士衛卒轟(後略)」